○文部科学省告示第九十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成二十一年六月三十日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
白岩砂防ダム	コンクリート造、堤高二十メートル、堤長七十六メートル、副堰堤・導水堤・護岸附属	平成十一年文部科学省告示第百五十六号	富山県富山市字有峰真川谷割～中新川郡立山町芦峅寺字水谷白岩
津嘉山酒造所主屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積三百二十四平方メートル	平成十八年文部科学省告示第三十五号	沖縄県名護市大中一―十四―六
津嘉山酒造所麹屋	木造平屋建、瓦葺、建築面積九十六平方メートル	平成十八年文部科学省告示第三十五号	沖縄県名護市大中一―十四―六
津嘉山酒造所正門及び外塀	正門　コンクリート造、間口二・〇メートル、外塀　コンクリート造、延長百五十八メートル	平成十八年文部科学省告示第三十五号	沖縄県名護市大中一―十四―六
津嘉山酒造所門及び内塀	門　コンクリート造、間口一・五メートル、内塀　煉瓦造及びコンクリート造、延長七・一メートル	平成十八年文部科学省告示第三十五号	沖縄県名護市大中一―十四―六
津嘉山酒造所南井戸	石造、面積〇・七二平方メートル、コンクリート造洗い場及びタンク付	平成十八年文部科学省告示第三十五号	沖縄県名護市大中一―十四―六

○文部科学省告示第九十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定により、次の表に掲げる伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

名称	所在地	区域	面積
輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区	石川県輪島市	輪島市門前町黒島町イ、ロ、ハ、瓦場、高池、清水田、1及び2の各一部	約二〇・五ヘクタール
黒木町黒木伝統的建造物群保存地区	福岡県八女郡黒木町	黒木町大字黒木字上黒木、字下黒木及び大字今字上黒木の全域並びに大字黒木字中黒木、大字今字中黒木、字築山、字平ノ前、字谷、大字桑原字町裏、字葉山、字久保、字伏ノ木、字北屋敷、大字本分字東馬場、大字木屋字剱ヶ淵、字家岩ノ迫、字町ノ向、字東城、字寝子屋岩の各一部	約一八・四ヘクタール

（備考）　区域に関する図面を、関係県の教育委員会並びに関係市町の教育委員会及び関係部局に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百六十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の二の二第一項及び第二十八条の八の二第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条の七第一項及び第四十四条の七第一項の規定の適用を受ける機械及び装置を次のように指定し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

農林水産大臣　石破　茂

別表に掲げる機械及び装置

別表

番号	機械及び装置
1	新用途米穀加工品（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。次項において同じ。）を製造する設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　米穀粉製造設備（米穀粉を製造するもののうち、気流式、ピン式、胴つき式、ひきうす式（冷却機能を有するものに限る。）、ロール式（米穀の粒形に合わせてロールの間隔を調整することができるものに限る。次号において同じ。）又は媒体式の粉砕装置に限るものとし、これと同時に設置する専用の原材料受入装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、選別装置、精米装置、原材料洗浄装置、浸漬装置、脱水装置、ばいせん装置、ホッパー、分離装置、乾燥・冷却装置、ふるい機、混合装置、制御装置、排水処理装置、集じん装置、ポンプ又は配管を含む。） 二　飼料製造設備（飼料を製造するもので米穀の加工に係るもののうち、ロール式又はハンマー式の粉砕装置に限るものとし、これと同時に設置する専用の原材料受入装置、選別装置、搬送装置、供給装置、貯留装置、ホッパー、ふるい機、制御装置、集じん装置、ポンプ又は配管を含む。）
2	新用途米穀加工品を原材料とする加工品を製造する設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　パン製造設備（米穀粉を原材料としてパンを製造するもののうち、シート式又はピストン式の分割装置に限るものとし、これと同時に設置する専用のまるめ装置、成形装置、搬送装置又は制御装置を含む。） 二　めん製造設備（米穀粉を原材料としてめんを製造するもののうち、蒸練装置（水蒸気により生地又はめんを蒸す装置をいう。）、製めん装置及び冷却装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の切出装置、搬送装置又は制御装置を含む。）